

## 駒ヶ根市地域公共交通協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、駒ヶ根市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法及び個数は、次のとおりとする。

- (1) 名称 駒ヶ根市地域公共交通協議会長の印
- (2) ひな型

駒ヶ根市 地域公共 交通協議 会長之印
------------------------------

- (3) 寸法 18ミリメートル×18ミリメートル
- (4) 個数 1個

(公印の使用範囲)

第3条 公印の使用範囲は、会長名をもって作成する文書等とする。

(印影の使用等)

第4条 定例的又は定型的な内容の文書を多数作成する場合で支障がないと認められるときは、公印の印影を印刷することにより公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の場合において、文書の規格その他の事情により第2条第3号に規定する寸法によりがたいときは、印影を縮小して使用することができる。ただし、縮小した印影は、公印の印影との同一性を損なってはならない。

(公印の管理等)

第5条 公印管理者は、協議会事務局長とする。

- 2 公印を使用するときは、公印管理者の許可を受けなければならない。
- 3 公印管理者は、公印を使用しないときは、盗難、紛失等の事故がないよう確実な方法により保管しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。